

厚生労働省北海道労働局発表  
令和6年6月27日

担当  
厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課  
課長 河合 博文  
主任監察監督官 土谷 啓二郎  
電話 011-709-2311（内線 3541）

報道関係者各位

## 1,589 件の申告事案に対応 ～ 令和5年申告事案の概要について～

北海道労働局（局長 みとみ のりえ 三富 則江）管下の17労働基準監督署・支署では、労働者から申告（労働者が事業場における労働基準関係法令違反に関する事実を労働基準監督署に通告すること。）が行われた場合、労働基準監督官が臨検監督等を行い、違反事実の有無を確認しています。

違反が認められた場合には、事業主にその是正を指導しています。

この度、令和5年1月から令和5年12月までの申告事案の概要について取りまとめましたので公表します。

申告件数は、1,589件と前年よりも128件増加しています。また、賃金不払が申告事項の約7割を占め、これに解雇を加えると8割以上を占めています。

### 令和5年申告事案概要（資料参照）

#### 1 申告処理件数

1,589件（対前年比 +128件 +8.8%）

#### 2 申告事項別件数（上位2項目、重複あり）

賃金不払：定期賃金が支払われない、残業代が支払われないなど

1,175件（対前年比 +71件 +6.4%）

解雇：法定の解雇予告、または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど

174件（対前年比 -11件 -6.0%）

#### 3 業種別件数（上位4業種）

保健衛生業 271件（対前年比 +53件 +24.3%）

建設業 249件（対前年比 +36件 +17.0%）

商業 244件（対前年比 +5件 +2.1%）

接客娯楽業 229件（対前年比 +34件 +17.4%）

北海道労働局では、引き続き、労働者の置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に努め、迅速・的確に監督指導を実施してまいります。また、法違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、送検手続をとるなど厳正に対処します。

## 1 申告処理件数

申告処理件数は、1,589件（対前年比 +128件、+8.8%）でした。

## 2 申告事項別件数

申告事項別にみると、上位2項目は、

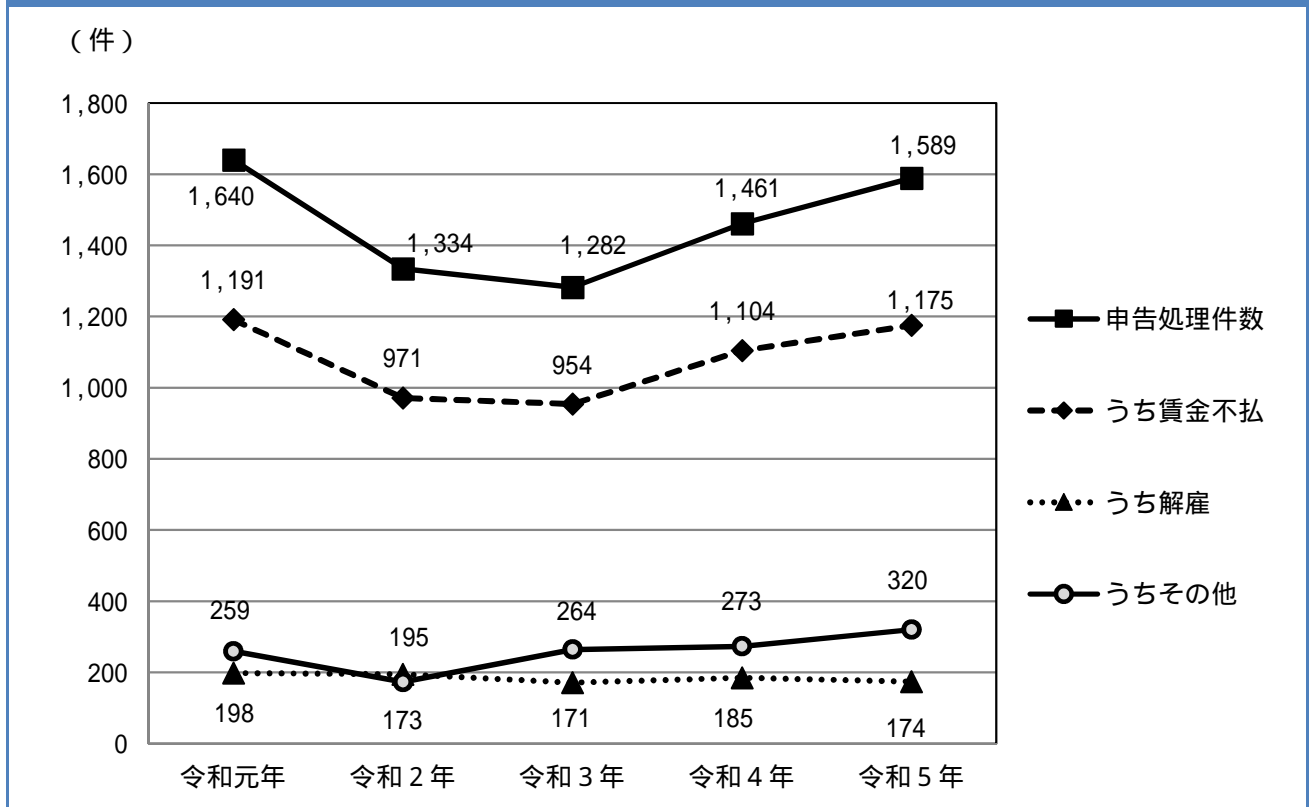
賃金不払 1,175件（対前年比 +71件、+6.4%）  
（定期賃金、時間外手当又は休業手当が支払われないなど）

解雇 174件（対前年比 -11件、-6.0%）  
（法定の解雇予告または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど）

でした。賃金不払が73.9%、解雇が10.9%を占めています。

その他の事項としては、書面による労働条件の明示がなかった、就業規則に記載すべき事項が漏れている、年次有給休暇を取得した分の賃金が支払われなかった、休憩時間が取得されていない、などがあります。

図1 申告処理件数及び申告事項別件数



（注）1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別件数の合計と申告件数は一致しません。

## 3 業種別件数

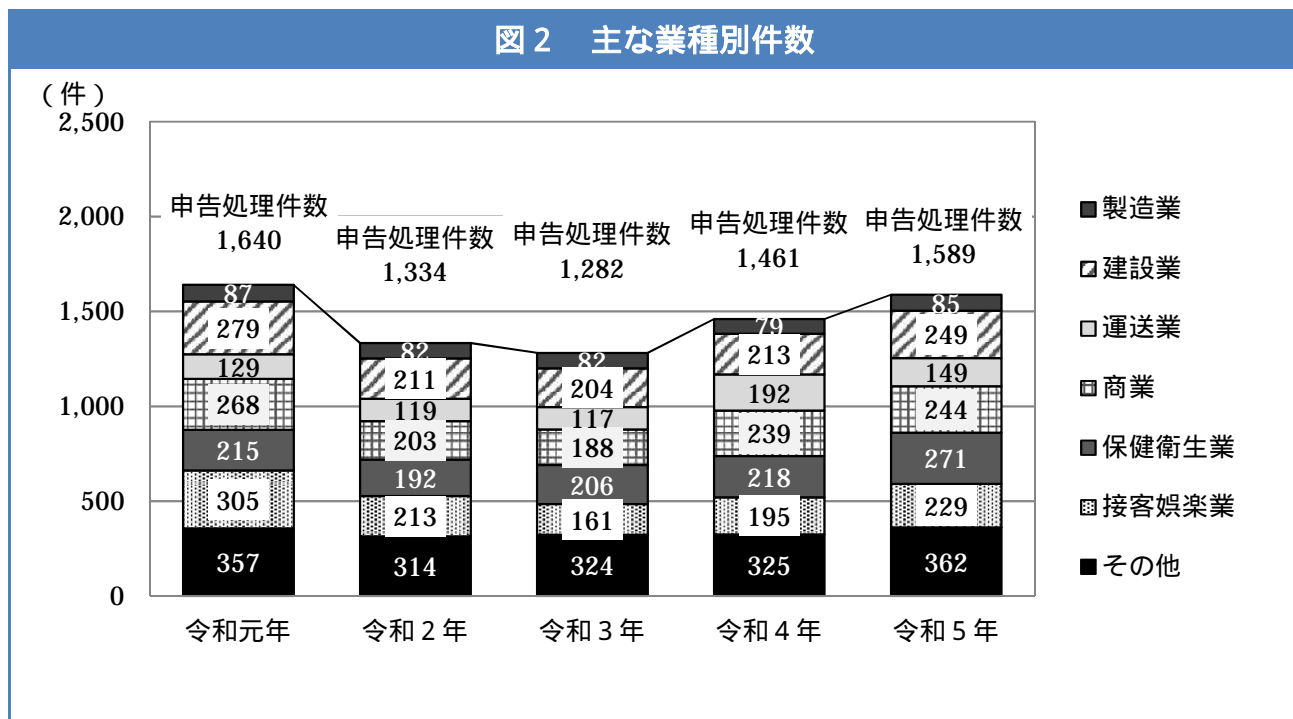
業種別にみると、上位4業種は、

保健衛生業 271件（対前年比 +53件 +24.3%）

建設業 249件（対前年比 +36件 +17.0%）

商業 244件（対前年比 +5件 +2.1%）

接客娯楽業 229件（対前年比 +34件 +17.4%）  
 の順でした。100 件以上の申告を受理した業種は、ほかに運送業（149 件）があります。



#### 4 監督指導事例

**賃金不払（運送業）**      労働者が業務で物損事故を起こしたことを理由に賃金の全額を支払わなかった。

**監督署の指導**

不払となっていた賃金の支払について、労働基準法第 24 条違反を是正勧告した。

---

**会社の対応** → 会社は、労働者に不払となっていた賃金を支払った。

**解雇予告手当不払（商業）**      解雇予告期間が 30 日に満たず、足りない日数分の平均賃金（解雇予告手当）の支払いもせずに労働者を解雇した。

**監督署の指導**

30 日前の解雇予告及び必要な解雇予告手当の支払いもなく労働者を解雇したことを認めたため、労働基準法第 20 条違反を是正勧告した。

---

**会社の対応** → 会社は、労働者に不払となっていた解雇予告手当を支払った。

**割増賃金不払  
(製造業)**

1日30分未満の時間外労働時間について切り捨てて、その分の時間外割増賃金を支払っていなかった。

**監督署の指導**

毎日0～29分までの時間外労働時間数を切り捨てていたことを認めため、労働基準法第37条違反を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、正確な労働時間数を計算し、不足していた時間外割増賃金を労働者に支払った。

**違法な時間外労働  
(接客娯楽業)**

労働者に時間外労働、休日労働に関する労使協定(36協定)の限度時間を超える時間外労働を行わせていた。

**監督署の指導**

36協定の限度時間を超える時間外労働を認め、労働基準法第32条違反を是正勧告するとともに、過重労働による労働者の健康障害防止対策について指導した。

**会社の対応**

会社は、現場任せにしていた労働時間の管理を主体的に行うこととし、時間外労働時間数が一定の時間数を超えた労働者にはその旨を通知することとした。

**最低賃金不払  
(保健衛生業)**

北海道最低賃金を下回る時間額で賃金を支払っていた。

**監督署の指導**

法定の除外事由なく、労働者に対し北海道最低賃金を下回る賃金額を支払っていたことを認め、最低賃金法第4条を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、労働者に対して不払となっていた北海道最低賃金額との差額の賃金を支払った。

**健康診断の未実施  
(運送業)**

労働者に対し、1年以内ごとに1回行うべき定期健康診断を数年に渡って実施していなかった。

**監督署の指導**

1年以内ごとに1回行うべき定期健康診断の未実施を認めため、労働安全衛生法第66条を是正勧告した。

**会社の対応**

会社は、労働者に対し、定期健康診断を実施した。